

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和2年12月8日（火）午前10時～午前10時46分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 関戸郁文 副委員長 谷平敬子 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 堀 巖
委員 梶谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴
秘書企画課長 伊藤新治、同主幹 加藤淳、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、
税務課長 古田佳代子、同主幹 佐野亜矢、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、
都市整備課長 西村忠寿、同主幹 田中伸行、維持管理課長 高橋太、同統括主査 吉田ゆたか、
同統括主査 寺尾健二、消防本部総務課長 兼防災コミュニティセンター長 加藤正人

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第94号	地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第95号	岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第96号	地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第97号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第101号	岩倉市都市公園条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第110号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
陳情第12号	陳情書	聞き置く

総務・産業建設常任委員会（令和2年12月8日）

◎委員長（関戸郁文君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案6件、陳情1件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審議に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本委員会には、条例の制定を含め6件の審査をお願いするということで、慎重審議の上、可決すべきと決させていただくとありがたいと思っています。よろしく申し上げます。

◎委員長（関戸郁文君） それでは、審査に入ります。

初めに、議案第94号「地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 本会議でも議論があったところですが、ここできちんとおさらいというか、整理をしたいので改めてお聞きしたいんですが、今回のフルタイムの会計年度任用職員と正規の常勤職員との違いは何か、勤勉手当などがないことなどでその違いが何か。

また、これまでのパート職員との違いは何か、地域手当とか新たにつくことになったことについて、具体的に説明していただきたいと思います。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） まず初めに、一般職とフルタイムの会計年度任用職員の違いですが、まず処遇について正規職員と比べると、1つ目には給料について、フルタイム会計任用職員は1会計年度任用のため、再度任用時に経験年数を加算して初任給を行うため給料月額が上がってきます。

2つ目としましては、各手当について、勤勉手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当等の手当はつかないということになっております。

3つ目に、休暇については、特別休暇も無休となってきます。

4つ目に、条件付採用期間もパートタイムと同様の1か月というところの違いになってきます。

また、フルタイムとパートタイムとの違いですが、フルタイムの任用は6

か月経過後から退職手当の支給対象となります。また、1年経過後に引き続き任用された場合は健康保険が愛知県市町村職員共済組合の会員となります。それに加えて、公務災害についても適用になるなど、処遇の改善が図られることとなります。

◎委員（榎谷規子君） これまでのパート職員と違って地域手当がつくということなのですが、地域手当というのは、その額は給料の月額に10分の6を乗じて得た額となっているんですが、この今回の条例で、15条で勤務1時間当たりの給与額のところ、その地域手当の月額の合計額に12を乗じとか、この15条が時給計算で詳しく書かれてあるんですが、非常に分かりにくいので具体的な説明をお願いします。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 今、御質問があったのは、15条の話でよろしいですかね。

15条については、勤務1時間当たりの給与額の算出ということで、基本的に、例えば時間外手当とか地域手当とか、そういうものを算出するあたりの1時間当たりの給与額を求める規定がなされておるところでございます。

基本的に、こちらのほうは給与月額から所定のものを割り返して1時間当たりのものを出すとということございまして、ここに市長が規則で定める時間というのがございまして、ここで年によって祝日の日数とかが違いますので、そちらのほうは祝日法に基づく日数でこうやって除算したりしたもので、こちらのほうで1時間当たりの額を出して時間外のベースとなるものとか、そういうものを算出していくというものでございます。

あと、地域手当のほうで今10分の6というふうでありましたが、基本的に100分の6、6%でございますので、すみませんがよろしく願いをいたします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに。

◎委員（榎谷規子君） 1時間当たりの時給の計算方式が、そのように地域手当との関わりとか、いろいろ複雑にこのように計算をしていくということなのですが、この時給が保育士の場合は、早番、遅番も含めて午前7時半から7時という勤務ですよ。

それで、短時間の会計年度任用職員については、やはり早番の時間、遅番の時間になかなか採用が厳しいということで、その時間は普通の日中の10時～6時とかいう時間よりも多く時給計算していることがあると思うんですが、この早番から遅番までローテーションに入らなければならない正規職員と同じように働かれるフルタイムの会計年度任用職員に対して、全て時給は同じ計算でやられるんでしょうか。

早番、遅番の時間はプラスするとかいうことはないのでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） フルタイムですが、早番、遅番と朝7時半から夜7時まで、フルタイムの会計年度任用職員さんが勤務するわけではなく、フルタイムの会計任用さんはあくまでも7時間45分の勤務で、早く出てきていけば早く帰れますし、遅く出てきたら遅く帰るということで、朝から夜までというわけではないので、同じような時給でお願いしていくことになっていきます。

その中で割り振りをしながら調整をして人数の確保をしていきたいというところで考えています。

◎委員（梶谷規子君） 一応、会計年度任用職員は1年1年の年度によっての契約という、労使での契約になると思うんですが、2年目、3年目という経験給というのは、やはり常勤職員と違ってそこはつかないということになるのでしょうか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 今、経験加算というか、次年度の再度の任用された場合のその給与額の決定ということで、原則、本市におけるフルタイムないしパートタイムで働いていただいた同職種の場合、経験値加算をしていくというような形で今のところは制度設計のほうをしております。よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 経験給の加算の割合というのは、正規職員、常勤職員に準じてというような加算になるのでしょうか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 例えば、フルタイムのやっていただいた方が再度任用されてフルタイムの場合は、常勤職員は今4号給上がっておりまして、そちらの同様の形で4号給上昇した形で格付のほうはしていきたいと思っております。

それで、パートタイムのほうは、通常の勤務時間で1週間当たりの勤務時間に応じて3号給、2号給、1号給、0号給という形で格付していきたいという形で今のところは検討しておるところでございます。お願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 私も本会議でいろいろ質疑をしましたが、そのおさらいも兼ねて質疑したいと思います。

まず、本会議で給与に退職手当が入る、入らないという話をしたと思いません。

答弁としては、給与には退職手当は入らないという答弁でしたけれども、総務省あたりの資料を見ると、給与の概念にはその手当を含む、その手当の中には期末手当も入るというふうに思います。期末手当はこの給与に入ることの確認でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 入るといふことで大丈夫です。

◎委員（堀 巖君） 給与に入るといふことだもんですから、その給与については条例で定めなければならないといふことなんですけれども、その条例で定めなければならないと書いてある根拠はどこにあるんでしょうか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 今、条例のほうで退職手当の規定がないといふことで……。

退職手当でよろしいですか。

◎委員（堀 巖君） それぞれ地方公務員、一般職、正規の職員も同じように、条例で職員の給与を定めなければならないといふ根拠はどこにあるんでしょうかといふ質問です。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 地方公務員法のほうで規定されているといふふうです。

◎委員（堀 巖君） 地方自治法には規定はないでしょうか。

◎委員長（関戸郁文君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 地方自治法204条の第2項のほうで、退職手当を支給することができるといふふうに規定はしております。

◎委員（堀 巖君） 退職手当が支給することができると書いてあって、その後に条例で定めなければならないといふふうに書いてあるといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 同条の第3項のほうで、条例でこれを定めなければならない、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないといふふうに規定をしております。

◎委員（堀 巖君） それを確認した上で、地方公務員法と地方自治法の両方で条例で規定しなければならないといふふうに書かれているといふふうに思うわけなんですけれども、それを、その条例といふのは何を指すかといふところなんです。

それで、退職手当組合に入っている地方自治体については、そちらの条例があります。その条例に今回の会計年度任用職員の退職手当も規定しているから岩倉市の条例で書き込む必要はないといふ考え方でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 今、委員さんのおっしゃったとおり、退職手当組合の退職手当条例というのがございまして、そちらのほうに、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する市町村の職員が退職した場合にその者

に支給するというふうに規定しているものですから、そちらのほうで本市の職員については本市が退職手当を払うというわけではなくて、組合のほうに引当金というか、そういうのをお支払いして、退職時に各職員に退職手当組合から直接払っているというような事情がございますので、本市の条例のほうには退職手当を規定していないという現状でございます。

◎委員（堀 巖君） 退職手当組合に加盟している自治体、たくさんあると思います。その幾つかの自治体のこの会計年度任用職員の条例を見ました。多分、執行機関側も調べていると思いますけれども、その退職手当に関する独自の自治体の条例の書き込み方というのはいろいろあると思うんですね。その違いというのは、なぜそうなっているのでしょうか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 今、常勤職員のほうでフルタイムを設置していないところも退職手当組合の構成市町には中に多数ございますので、常勤職員のほうの条例を少し確認しましたところ、退職手当組合の構成する市町村というのは県内で29ございまして、その中の本市を含む8市町が給与条例のほうで規定はされていなかったという形でございます。よろしく願いします。

◎委員（堀 巖君） 地方自治法を読むと、条例で定めなければならないというその条例が何を指すかというところが曖昧で、問題ないと言えども問題ないかもしれませんが、やっぱり市民から見ると、市民がこの条例を見たときに、一般職も正規職員も含めて職員には退職手当を支払う規定がないというのはやっぱりちょっと不自然な感じがします。

今後、ちょっと研究していただきたいんですけど、やはり市民目線で分かりやすい条例に仕立てていくという観点からすれば、私はその他市29分の21のところも参考にしながら、やはり岩倉市の条例の中でもある程度の規定が必要ではないかというふうに考えますが、いかがなんでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 給料については市民に公表をしておりますので、この退職手当の関係についてはこのまま規定せずにでも問題ないということで考えておりますので、お願いします。

◎委員（堀 巖君） 分かりました。

検討の余地もないと、このままでいいということなんですね、はい。

そしてもう一点、会計年度任用職員が創設されるときにいろいろ国から通知が来ていると思います。今回は任用根拠が明確化されたということが大きいところなんですけども、本会議の中の答弁で、今までいわゆる産休代替や育休代替というのは、パート職員ではなくてできれば正規職員というのが現場の声であったし、職員組合との交渉の課題、題材にもなってきたとい

うふうに思います。

それで、お伺いしたいのは、育休代替は担任を持つと、産休代替は担任を持たないという、そういう区分けをされているような答弁と解釈したわけですが、その育休代替と産休代替の違い、どうしてそこで担任を持つ持たないというのを区分されているのかなというところが疑問なんですけれども、どうなっているのでしょうか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 昨日の議案質疑での答弁の中で、今、産休、育休、産休代替と育休代替というわけではなくて、あくまでも産休育休代替の職員が今のところ担任を持っていて、それ以外にも今の一般保育士の早番、遅番という職種の方がお見えになって、早番と遅番に勤務していただいている方たちについては担任を持っていないというような答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） この会計年度任用職員が導入されるに当たって、内部でもいろんな見直しを検討されたと思うんですね。

やはり前総務部長が答弁があったとおり、任期の定めのない常勤職員、正規職員であるとか任期付職員、それから地公法22条の2の臨時的任用職員というようなところに本来はすべきではないかと私は思いますけれども、それをしなかった理由というのはどうなっているのでしょうか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） このたび、今年度に入りまして、少し実際フルタイムに近い職種が、保育士のその職種がございましたので、いろいろと検討をさせていただきました。今、委員さんがおっしゃられた任期付職員とか、臨時的任用ですね、そちらのほうも併せて検討させていただきました。

それで、地公法に基づく臨時的任用につきましては、一定その会計年度任用職員制度が始まって、その臨時的任用職員に当てはまる職務というのがかなり厳格化されたもんですから、例えば災害時の人員が足りないというような場合とかに限るといようなことがありましたので、まずもって臨時的任用のほうは少し適用のほうはなかったのかなということと、あと任期付職員についても、今回、地方公務員の育休法というのがございまして、そちらに基づく任期付職員のほうも併せて検討はさせていただいたんですが、任期付職員の任用期間というのがあくまでもその代替職員の育休取得期間中に限るといことでありましたので、産休のほうが入らないんですね。

それで、育休取得の前に例えば4週間産休が取れる、お子さんが生まれてから4週間産休のほうという形になっておるもんですから、その前後8週間につきましてはどうしても任期付職員というのは任用できなかったもんです

から、少しやはり人員管理というふうに考えますと、今、パートタイムのほうで少し担っていただいているというのもありましたので、そちらを勤務時間のほうをフルタイム化して制度設計をして、このたび条例のほうを上程させていただいている形になっております。お願いいたします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔発言する者あり〕

◎委員（堀 巖君） 委員間討議してほしいと思います。

というのは、執行機関側は29市中8市町がその規定がないと、退職手当について。私は、やっぱり市民目線で言うと、ホームページで書いてあるからいいというわけではなくて、やはり条例上も市民が読むわけです。公開しているわけです。

そこで、やっぱりそういった退職手当の規定も条例にきちっと明記すべきではないかという意見を述べさせていただきましたけど、やっぱり議員の皆さんが市民の代表として市民目線でそこら辺をどのように考えるかを、ちょっと意見をお伺いしたいというふうに思います。

◎委員長（関戸郁文君） 発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（水野忠三君） 市民目線というのは条例の文言だけによるものではなくて、例えば市のホームページにせよ、別の手段による説明も十分可能であるということと、もしそのような不安があるのであれば、例えばこの条例の中に、これこれについては何々条例の規定によるというふうに入れればいだけの問題であり、またそういうことをする必要性が乏しいというふうに考えますので、現行のままでよろしいかと思います。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに発言する委員は挙手をお願いします。

◎委員（梶谷規子君） やはり、今回のフルタイムの会計年度職員も退職手当が支給されるということで言われてきているので、きちんと条例の中に明確化していったほうがいいのではないかと思います。

◎委員長（関戸郁文君） 他に発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（片岡健一郎君） 21市町村は明記がある答弁がありましたけれども、組合のほうでは多分そういった規定があるんですね。その規定に準じてやっていると思うんですけども、市民から見てこの条例を見たときに、確か

に退職金の明記がないものですからそういった不安はあるとは思いますがけれども、どれぐらい市民生活に関連してくるかなというところを考えると特に明記がなくてもその運用の中でやっていけばいいのではないかなというふうには考えております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに発言する委員はございますか。よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 一応全員の声が聞きたいです。あと2人。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの答弁で、ホームページのほうに記載されているという内容でしたので、一回ちょっとホームページのほうを見させていただきました。

単純に、「岩倉市、退職金」で検索しますと、その退職金の支給年齢と、それから平均的な金額等も出ております。全くその岩倉市の条例として定めなくても、定めなくてもということを行っているわけじゃないですね。要は、具体的に客観的に見てそれが調べれば分かる状況に置かれていれば、ちゃんと退職金組合のほうで定められている条例に基づいた支給が行われているということもありますので、あえて岩倉市の条例の中に明記する必要性は今のところないんじゃないのかなというふうに感じています。

◎委員長（関戸郁文君） 谷平さん、発言されますか。

◎副委員長（谷平敬子君） 私も、広報等に給与のことも市民のほうにもお伝えしているので、別に退職金のほうはいいと思っています。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに討議すべき事項はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第94号「地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第94号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第95号「岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 確認なんですけれど、この特殊勤務手当に関する条例に値する作業に関わる職員というのは、やはり岩倉の場合は消防の搬送した場合ということに限られるんでしょうか。

これを最初に読んだときには、もしも新型コロナウイルスに感染した方が岩倉市の公共施設の中で出た場合にその公共施設の消毒業務とかそういったことなども含まれるのかなと思ったんですが、そこら辺はここの特殊勤務には値しないというところでの確認でいいでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） この点は総務部長が本会議の中で、1つには救急業務において罹患ないし罹患疑いのある患者の搬送業務で、2つ目には県などからの要請を受けて保健師などが保健所で対処業務に従事した場合ということも考えられるという答弁をしております。

消毒については、今後、どういった状況になっていくかというのが少し不透明なところもありますので、状況によって対応をしていきたいというふうに考えています。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第95号「岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第95号は全員賛成により原案のとおり可決するものと決

しました。

続いて、議案第96号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 本会議でも質疑しました費用弁償のところの規定なんですけれども、やはり旅費とかの規程がないように思われますが、その点について近隣市町、愛知県内の状況であるとかを調べた結果どうなっているんでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） この旅費の規程がないということなんですけれども、この旅費につきましては、地方自治法の第204条においてフルタイム会計年度任用職員に対し給料及び旅費を支給しなければならない、旅費の額は条例でこれを定めなければならないと規定されておりますので、岩倉市職員の旅費に関する条例の例により支払っていくものであると考えています。

◎委員（堀 巖君） 私の勘違いで、会計年度任用職員の条例の中で、それを準用するというところの規定があるということによろしいんでしょうか。

会計年度任用職員の条例の中に、ちょっと全文が見えていないのでいけないんですけど。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） それはフルタイム、パートタイムのこと。

◎委員（堀 巖君） フルタイム。フルタイムについて。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 今、委員さんがおっしゃられたのは、フルタイムの条例のほうでその旅費の規定をしなければならないというふうになっているかどうかということですかね。

他市の状況もフルタイムの条例を見てみましたが、旅費が規定されているところはございませんでした、そのフルタイムの条例のほうで。

それで、本市においては旅費の条例を持っておるものですから、自治法のほうで正規職員、常勤職員とか今回のフルタイム職員については旅費を支給するというような、自治法に規定、それも条例に定めなければならないということでその旅費の条例があって、そちらのほうで支払うという形になっております。お願いします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第96号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第96号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第97号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第97号「岩倉市税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第97号は全員賛成により原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、議案第101号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 岩倉市の都市公園は、市民1人当たりの公園面積が非常に少ないというふうに石黒市長時代からずっと言われていて、その石黒市長の東町に長瀬公園ができ、その後、トイレがないのにここは都市公園かなとちょっと疑問なござんじ公園もできということで、都市公園が増えてきたというこの間の経過があると思うんですが、この夢さくら公園が1か所増えたことによって全体の都市公園が岩倉市で何か所あって、市民1人当たりの公園面積がどれだけ増えたんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 市内にあります都市公園の数は現在18公園ございますが、夢さくら公園が増えますと19公園となります。

また、市民1人当たりの都市公園の面積につきましては、令和2年12月1日現在の市の人口に基づいて計算をいたしますと、1.04平方メートルから1.09平方メートルに増加いたします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） その増えた面積でいいんですが、県内で1人当たりの公園面積が大分上がったんでしょうか。

◎維持管理課長（高橋 太君） すみません、ちょっと県下で何番目かというのを当然確認すべきだったんですけど、失念しておりまして、県下で何番目かというのはちょっと今お答えしかねますが、県の平均の1人当たりの面積が7平米台ですので、かなりそれに比べますと岩倉というのは少ないという現状は間違いないということですけど、ただ岩倉の地形的というか、都市的な特色からいくと、都市公園というのは街区公園と近隣公園という比較的規模の小さな公園があります。

ただ、一方でほかの市町なんかはかなり地区公園だとか運動公園だとか、

そういった大規模な公園がございまして1人当たりの面積というのはかなり増えてまいりますので、単純な数字の比較ではないのかなというふうには考えておるところでございます。

◎委員（梶谷規子君） 石黒市長時代から、五条川の堤防道路は本当に多くの市民が歩いていて公園的な役割も果たしていることとか、岩倉には広場という都市公園の中に入っていない八剱憩いの広場や、神野、神明の広場とか、児童遊園という形で、借地ではあるけど児童遊園も市内何か所かということ、そういう都市公園を補完するような公園は広がってきていると思うんですが、そこら辺を合わせるとどれぐらいみたいなのところは分かりますか。

そこは聞かなかつたけど、すみません。

◎維持管理課長（高橋 太君） 申し訳ありません。そういった集計はされておられません。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第101号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第101号は全員賛成により原案のとおり可決するものと決しました。

続いて、議案第110号「岩倉市道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 1点お聞かせください。

当該路線内における防犯灯の設置予定がございましたら教えていただきたいです。具体的に場所とか個数まで分かればお願いいたします。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 都市計画法第32条に基づく協議の中では道路施設ということに限定しているので、今回の開発道路には防犯灯は設置しないんですが、開発業者のほうへの岩倉市宅地開発に関する指導要綱というものに基づいて、ちょうどL字型になっているんですけど、道路の角部分にごみ集積所が設けられます。その中に防犯灯が設置されるよう調整済みということで、1か所調整しているということを確認しております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第110号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第110号は全員賛成により原案のとおり可決するものと決しました。

続いて、陳情第12号「陳情書」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおき」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただけるようお願いいたします。

続いて、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

事務局、配付をお願いいたします。

[資料配付]

◎委員長（関戸郁文君） よろしいですか。

続いて、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議長へ継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。